

山梨県公報

第千六百三十二号

平成十八年

一月十六日

月 曜 日

目 次

道路の区域変更	一
道路の供用開始	一
廃川敷地等	一
落札者等の決定について	二
大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見	二
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件)	二
土地区画整理事業の換地処分	五
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	五
土地区画整理組合の定款の変更認可	六
その他	六
山梨県議会史編さん委員会規程を廃止する訓令	一六

告 示

山梨県告示第十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 塩平窪平線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別(メートル)	敷地の幅員(メートル)	延 長
-----	------------	-------------	-----

山梨市大字牧丘町西保中字向山二五七三番の一地先から
山梨市大字牧丘町西保中字向山二五七五番の一地先まで

新	旧
一八・五 六二・七	一四・三 四〇・五
四五・七	四五・七

山梨県告示第十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十八年二月六日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期 日
県道	塩平窪平線	山梨市大字牧丘町西保下字法諭庵一四五八番の一地先から 山梨市大字牧丘町西保下字北井一六二三番の一地先まで	一三七・五	平成十八年 一月十六日

山梨県告示第十四号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局塩山建設部に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 河川の名 富士川水系 文珠川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成十八年一月十六日
- 三 廃川敷地等の位置 甲州市塩山上粟生野字佐之川百七十七の一番地先、百七十八の一番地先、百七十九の一番地先、甲州市塩山上粟生野字長田千三百四十八番地先、甲州市塩山上粟生野字南三宮司千三百五十一の一番地先及び千三百五十二の一番地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 八百十五・五四平方メートル

公 告

● 落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量
山梨県新財務会計システム用サーバ機器等(第二期) 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十七年十二月六日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号
- 五 随意契約に係る契約金額
月額 百二十四万二千四百六十五円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の二第一項第八号に該当

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により甲府市から聴取した意見について、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十八年二月十六日まで縦覧に供する。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 1 名称 洋服の青山甲府店・スポーツ・デポ甲府店
- 2 所在地 甲府市上阿原町三百八十七番地外

二 届出の内容及び公告日

1 内容 変更

2 公告日 平成十七年八月十八日

三 意見の概要

駐車場出入口における交通誘導及び交通整理について

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 永田建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町窪平百四十四番地
- 3 代表者の氏名 永田義人
- 三 許可番号 山梨県知事許可(特 一四)第八九二号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 大嶺興業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 北都留郡小菅村四千六百九十七番地
- 3 代表者の氏名 古家恵次
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般・特 一四)第一〇九三号

- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社松木工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西五百三十七番地
 - 3 代表者の氏名 松木近政
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一四）第一三三七号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社山本工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町大八田三千六百二十一番地
 - 3 清算人の氏名 山本一美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特 一四）第三六二八号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十一月二十八日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社坂本屋
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡上九一色村古関千六十三番地
 - 3 代表者の氏名 芦澤一夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般・特 一七）第三六四五号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 梶原建築
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市小見見三千八百七十八番地
 - 3 相続人の氏名 梶原光男
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一六）第三八八四号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十一月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社カト
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市丸の内三丁目十番九号
 - 3 代表者の氏名 加藤眞弓
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第四一〇一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 守屋建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町塚川二千二百二十六番地
 - 3 代表者の氏名 守屋俊之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第四六八六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ひらやま
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市高根町村山東割二千三十三番地二
 - 3 代表者の氏名 下倉等
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七一五五号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社滝口工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市新倉三千四十五番地十九
 - 3 代表者の氏名 滝口直也
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第七五三九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十一月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社ケーエス・トクシユ興業
- 2 主たる営業所の所在地 都留市境九十九番地一
- 3 代表者の氏名 志村健一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一七)第八一八九号
- 四 処分の内容 土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 みらいコーポレーション
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門二千九百四十番地一
 - 3 代表者の氏名 相澤健
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一三)第八三一六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十七年十二月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社相伸建工
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市荒川二丁目六番八号
 - 3 代表者の氏名 井尻茂夫

- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一五)第八六二八号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成十七年十二月十六日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 土地区画整理事業の換地処分
 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三百三条第三項の規定により、次のとおり換地処分した旨の届出があった。

平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 施行者の名称 都留市田原土地区画整理組合
- 二 施行区域に含まれる地域の名称 都留市大字田原二丁目の一部
- 三 事業計画決定の年月日 平成十一年十一月八日
- 四 土地区画整理事業の名称 都留市田原土地区画整理事業
- 五 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号
- 六 換地計画認可の年月日 平成十七年十一月十五日
- 七 換地処分通知完了の年月日 平成十七年十二月七日

● 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり富士河口湖町小立土地区画整理組合から理事の氏名及び住所の届出があった。
 平成十八年一月十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

氏 名	住 所

相澤 章司	南都留郡富士河口湖町小立八十三番地
大石 芳行	南都留郡富士河口湖町小立百二十八番地
小佐野茂雄	南都留郡富士河口湖町船津九百四十番地
倉沢 宗治	南都留郡富士河口湖町勝山四千五百六十五番地
相澤 誠	南都留郡富士河口湖町小立二千九十一番地
在原 進	南都留郡富士河口湖町勝山千七十番地五
在原 英機	南都留郡富士河口湖町勝山千百五十九番地
大石 秀世	南都留郡富士河口湖町小立百番地
渡邊 先雄	南都留郡富士河口湖町船津二千二百八番地二
渡邊 正一	富士吉田市下吉田千九番地の二
渡邊 恒雄	南都留郡富士河口湖町小立百八十八番地
渡邊 美延	南都留郡富士河口湖町小立二百五十八番地
渡邊 自康	南都留郡富士河口湖町小立二百十八番地
渡邊 晴長	南都留郡富士河口湖町小立千百八十六番地
渡邊 芳明	南都留郡富士河口湖町小立二千百八十六番地

● 土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり定款の変更を認可した。

平成十八年一月十六日

一 組合の名称

山梨県知事 山 本 栄 彦

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番

- 富士河口湖町小立土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
南都留郡富士河口湖町小立七百四十九番地
- 三 施行地区
南都留郡富士河口湖町小立字白木、字出口、字李原、字皮籠石、字大堀、字七本桜及び勝山字豆塚の各一部
- 四 設立認可の年月日
平成十七年十一月七日
- 五 事業施行期間
平成十七年度から平成二十五年度まで
- 六 変更認可の年月日
平成十七年一月十六日

その他の

山梨県議会訓令甲第一号

山梨県議会史編さん委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十八年一月十六日

山梨県議会議長 清水 武 則

山梨県議会史編さん委員会規程を廃止する訓令

山梨県議会史編さん委員会規程（昭和四十三年山梨県議会訓令甲第五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。